

**さいたま市監査委員告示第62号**

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、  
監査結果を別紙のとおり告示する。

令和7年12月15日

さいたま市監査委員 井 山 剛 之  
同 工 藤 道 弘

## 住民監査請求に係る監査結果

令和7年10月16日付け監査監第1587号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された阪本克己監査委員及び金井康博監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

### 第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

中山欽哉議員（以下「X議員」という。）が精算した令和6年度の政務活動費のうち11万5,613円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで11万5,613円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1（1）X議員は令和6年度上半期にガソリン代6万1,338円（按分50%）を政務活動費の燃料費から支出した。（第1号証）  
また令和6年度下半期には、ガソリン代5万4,275円（按分50%）を政務活動費の燃料費から支出した。（第2号証）  
（2）使途運用指針5使途に関する指針（7）燃料費では、考え方・取扱いとして「②政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合は、走行距離等により按分する必要がある」と規定されている。（第3号証）  
（3）さいたま市議会議員選挙における自動車燃料費の選挙公営では、候補者は選挙期間中に選挙用自動車を運行した日ごとの走行距離を記載した「車両運行日誌」を、燃料供給業者を通じて選管に提出することが義務付けられており、同様に政務活動とそれ以外での走行距離を日ごとに記録し、それに基づいた按分を行うことは可能である。（第4号証）  
走行距離による按分を行わず、上半期も下半期もガソリン代の按分を50%として政務活動費を使用することは、使途運用指針に違反する。  
（4）よって、X議員が令和6年度にガソリン代として政務活動費から支出した11万5,613円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 2 上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙 事実証明書（第１号証～第４号証）は、省略  
追加の証拠（令和７年１１月１０日提出）は、省略

## 第２ 請求の受理

本請求について、法第２４２条第１項及び第２項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和７年１０月２７日付けで本請求の受理を決定した。

## 第３ 監査の実施

### １ 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和６年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、燃料費として計上された１１万５,６１３円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

### ２ 対象所管

議会局総務部秘書総務課

### ３ 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第２４２条第７項の規定により、令和７年１１月１４日に請求人の陳述を聴取した。請求人５名のうち、２名が出席し陳述した。追加の証拠の提出があった。

同日、「２ 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第２４２条第８項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和７年１０月１６日付けで受け付け、令和７年１０月２７日付けで受理を決定した監査監第１５７７号から監査監第１６０６号の同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第４ 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

## 第４ 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

### １ 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２５年さいたま市条例第１号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成２５年さいたま市規則第６号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和５年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから各会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

【按分】

- ① 政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、根拠となる書面（以下「按分表」という。）がある場合には、按分表に記載された割合で按分し、按分表がない場合は2分の1を上限として按分する。
- ② 全体の活動と政務活動の量を数値で表し、政務活動の割合で按分する。
- ③ 按分表は、収支報告書等を提出すべき期間の末日から起算して5年を経過する日

まで保管する。

#### エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という）は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開している。

#### (5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の7項目について定めている。

- ア 「領収書等について」
- イ 「交通費等旅費について」
- ウ 「備品の取扱いについて」
- エ 「年度をまたぐ支払いについて」
- オ 「長期前払費用について」
- カ 「親族への支払いについて」
- キ 「金券の購入及び使用禁止について」

#### (6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

##### ア 燃料費

| 内 容             | 政務活動に要する交通費のうち、自動車等の燃料に要する経費                                                                                                                                                   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 計上例         | 自動車等の燃料費（ガソリン代、軽油代）                                                                                                                                                            |
| 考え方<br>・<br>取扱い | ① 政務活動に要する交通費のうち、自動車等の燃料（ガソリン、軽油）に要する経費は、燃料費から計上することができる。なお、車検代、自家用車に係る保険料、自動車税等、自家用車の維持管理や自動車の取得又はリースに要する費用は計上できない。<br><br>② 政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合は、走行距離等により按分する必要がある。 |

## 2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

政務活動費からの燃料費の支出の関係で、28名分の監査をお願いしているが、補足の説明等、新たな証拠についてお話をさせていただく。

まず、請求書の文面に使途運用指針5使途に関する指針(7)燃料費の中で、考え方・取扱いとして、「政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合は、走行距離等により按分する必要がある。」と規定されている。このため、第3号証を提出している。その走行距離による按分を行わず、政務活動費を充当することは、使途運用指針に違反するのではないかという観点で提出している。

今回提出した新しい証拠は、この使途運用指針の中から3運用の基本指針(3)按分支出の原則というところであるが、ここには「議員の活動は議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて、費用を按分する必要がある。」といった記載がある。特に「対外的に説明できることが必要です。」と書かれている。

つまり燃料費については、走行距離等により按分する必要があるということだと考える。さらに、按分については、「政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、按分表がある場合には、按分表に記載された割合で按分し、按分表がない場合には、2分の1を上限として按分する。全体の活動と政務活動の量を数値で表し、政務活動の割合で按分する。」と規定されている。この規定について、私見であるが、この規定の目的というのは、政務活動費を充当することが不適当な費用に対して、政務活動費を充当することを抑止することを目的とする規定と考えられると思う。そして、2分の1を上限とした按分についての解釈であるが、この規定の目的を踏まえれば、政務活動費が2分の1を超えていたとしても、按分表により対外的に明確に説明できないのであれば、2分の1までと解釈されるべきである。政務活動が2分の1に満たなくても、按分表を作らなければ、2分の1まで按分できるという解釈にはなり得ないものと考ええる。

したがって、2分の1以下を自己申告することは可能なのかというと、2分の1以下の場合は自己申告することが可能である。按分表を作らなくてもいいようになっている点で、この規定には不備があるとも言えるが、議員は、按分表がない、つまり作らない場合でも、実態に応じた按分率を自己申告することは十分可能であり、職責を踏まえれば、それが当然のことだと考える。

しかし、実態は燃料費を計上している議員全員が、上限の50%の按分をしている。各議員の支出額から、推計のガソリンの消費量、あるいはそれに伴って推計の走行距離を算出した。例えば、5万9,449円の支出をしている。これは1リットル180円と計算しても、349リットル。そして、1リットルで10キロしか走らない車だとしても、3,497キロを走っていることになる。他の議員も同じように計算すると、少ない議員で722キロ。多い議員で年間6,801キロ、政務活動で走っているということになる。これは、市内の広さとか、どこまで行っ

たかということを考えても、非常に疑問の大きな数字になってくる。おそらく、ガソリン代の半額をすべて請求してしまっていることになるのではないかと。よって、走行距離による按分を行わない上、按分表を作成することもせず、ガソリン代の按分を上限の2分の1として、政務活動費を充当することは、使途運用指針に違反しているものと考え、今回の請求に至った。

簡単な補足ということで政務活動費の燃料費、前から疑問には思っていたが、まず本会議があるとき、議会棟の下駐車場はいっぱいである。全員が車とは言わないが、かなりの台数が来ている。他に、議会がない日でも、車で来ている方もいる。どこまでが政務活動なのか、議会の仕事なのか。議会の仕事に来た場合、確か交通費は出ないはずである。でも燃料費は出る。本当に政務活動費として使った燃料費というが、これは1割もないと思う。実際の政務活動で外出するために、使用した。駅前で街宣して、駐車場に車を預けて止めていた。そこの行き来で何キロ使用したなど、そんなに使用するものではないと思う。ツイッター等を拝見すると、毎度街頭で演説を行っているなど、そういったものはない。選挙間際に慌ただしく行っているぐらいしか見られない。政務活動費のうち、燃料費が出ているが、実際、本当の政務活動費は1割もないと思う。50%請求すること自体がおかしい。運行記録を作っていないから50%であるという理屈もおかしい。規則がおかしいなら規則を変えたほうがいい。

### 3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には、「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引き続き、これまで

以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

燃料費の支出については、議員から、「請求人が主張するとおり、政務活動費の燃料費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人の「走行距離による按分を行わず、ガソリン代の按分を50%として政務活動費を使用することは、指針に違反している。」との主張については、使途運用指針において、運用の基本方針の一つとして、按分支出の原則を定めている。

按分支出の原則の内容は、議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難であるため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる旨が記載されている。

また、按分の方法については、政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、根拠となる書面がある場合には、書面に記載された割合で按分し、書面がない場合は2分の1を上限として按分するとされている。

なお、請求人が主張する「使途運用指針5（7）燃料費では、考え方・取扱いとして「②政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合は、走行距離等により按分する必要がある。」と規定されている。」については、先に述べた多様な議員活動について、政務活動とその他の活動の割合を明確に区分することができる場合の按分方法を記載しているものである。

次に、請求人の「さいたま市議会議員選挙における自動車燃料費の選挙公営では、候補者は選挙期間中に選挙用自動車を運行した日ごとの走行距離を記載した「車両運行日誌」を、燃料供給業者を通じて選管に提出することが義務付けられており、同様に政務活動とそれ以外での走行距離を日ごとに記録し、それに基づいた按分を行うことは可能である。」との主張については、選挙期間中の候補者の選挙活動は、議員が行う政務活動とは異なるものであり、政務活動の按分割合については、政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分や割合が合理的な方法で算定が困難な場合があることを踏まえ、多くの判例で2分の1の按分を認めているものと認識している。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に



係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

## 第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和6年度にX議員に交付した政務活動費のうち、燃料費として計上された1万5,613円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、さいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和6年度上半期と下半期に燃料費「ガソリン代」として支出しているが、使途運用指針5使途に関する指針（7）燃料費では、考え方・取扱いとして「②政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合は、走行距離等により按分する必要がある」と規定されている。

また、さいたま市議会議員選挙における自動車燃料費の選挙公営では、候補者は選挙期間中に選挙用自動車を運行した日ごとの走行距離を記載した「車両運行日誌」を、燃料供給業者を通じて選管に提出することが義務付けられており、同様に政務活動とそれ以外での走行距離を日ごとに記録し、それに基づいた按分を行うことは可能である。したがって、走行距離等による按分を行わず、ガソリン代の按分を50%として政務活動費から支出していることは、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある。」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

燃料費については、使途運用指針において「②政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合は、走行距離等により按分する必要がある。」と規定されている。また、さいたま市議会議員選挙における自動車燃料費の選挙公営では、「車両運行日誌」を、燃料供給業者を通じて選管に提出することが義務付けられており、同様に政務活動とそれ以外での走行距離を日ごとに記録し、それに基づいた按分を行うことは可能であるにも関わらず、走行距離等による按分を行っていない燃料費の支出は使途運用指針に違反しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、使途運用指針3運用の基本方針の一つとして、按分支出の原則を定めており、議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難であるため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分する旨が記載されている。

また、按分の方法については、政務活動以外の活動が明らかに含まれる場合において、根拠となる書面がある場合には、書面に記載された割合で按分し、書面がない場合は2分の1を上限として按分するとされている。さらに、請求人が主張する「使途運用指針5使途に関する指針（7）燃料費では、考え方・取扱いとして「②政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合は、走行距離等により按分する必要がある。」と規定されている。」については、多様な議員活動について、政務活動とその他の活動の割合を明確に区分することができる場合の按分方法を記載しているものとしている。

次に、請求人の「さいたま市議会議員選挙における自動車燃料費の選挙公営では、候補者は選挙期間中に選挙用自動車を運行した日ごとの走行距離を記載した「車両運行日誌」を、燃料供給業者を通じて選管に提出することが義務付けられており、同様に政務活動とそれ以外での走行距離を日ごとに記録し、それに基づいた按分を行うことは可能である。」との主張については、選挙期間中の候補者の選挙活動は、議員が行う政務活動とは異なるものであり、政務活動の按分割合については、政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分や割合が合理的な方法で算定が困難な場合があることを踏まえ、多くの判例で2分の1の按分を認めているとしている。

本件は、政務活動で使用する自動車等を政務活動以外でも使用する場合の取扱いについて走行距離での按分が可能か否かとなるが、使途運用指針において、請求人が主張するとおり走行距離等により按分する必要があると規定されているものの、関係職員の陳述のとおり、議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難であると推認される。

また、平成29年11月2日仙台地裁判決においても、「自動車は、その性質上、調査研究活動の目的に限らず、幅広い目的に使用することができるものであり、同一の自動車を調査研究活動とそれ

以外の活動に用いるからには、これをいかなる目的でどの程度したのかを正確に把握することは一般的に困難であるとして調査研究活動以外の目的の併存を推認し、2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとする。」とした判例が示されている。そのため、使途運用指針3運用の基本方針（3）按分支出の原則において、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分する旨が記載されているものと考えられる。

さらに、前述のとおり、多岐にわたる議員活動において、自動車を政務活動以外の活動にも使用されていることは否定しないが、政務活動とそれ以外の活動において、区分や割合を合理的な方法で算出することは、容易ではなく、正確に距離を把握することが困難な場合は、按分支出の原則に基づき請求するものであり、ガソリン代の2分の1を上限として按分している以上は、そのことだけをもって、使途運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

なお、請求人は、「さいたま市議会議員選挙における自動車燃料費の選挙公営では、候補者は選挙期間中に選挙用自動車を運行した日ごとの走行距離を記載した「車両運行日誌」を、燃料供給業者を通じて選管に提出することが義務付けられており、同様に政務活動とそれ以外での走行距離を日ごとに記録し、それに基づいた按分を行うことは可能である。」と主張しているが、関係職員の陳述のとおり、選挙活動は政務活動とは異なるものであり、一概に比較できるものではないことから、政務活動費においては、使途運用指針に則り、対応すべきものとする。

## 第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和6年度にX議員に交付された政務活動費のうち、燃料費として計上された11万5,613円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多岐にわたっている。特に自動車の使用は、その性質上、調査研究活動の目的に限られず、幅広い目的に使用することができるものであり、同一の自動車を調査研究活動とそれ以外の活動に用いるからには、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することは困難であると思慮されるものの、他の活動と混在する場合には、活動実態に応じた合理的な按分を行うことが求められる。

一方で、多岐にわたる議員活動においては、目的ごとに走行距離を把握することは、事務が煩雑となり、按分による算出もやむを得ないが、燃料費の2分の1を上限とする按分の算出は、必ずその割合で支出できるというものではなく、その実態に合わせて按分を行う必要があると考えられる。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、使途の透明性の確保の観点からも、実態に即した按分方法や按分率について他都市の事例などを踏まえ検討されたい。